

介護老人保健施設（介護予防）通所リハビリテーション 利用契約書

_____様（以下、「利用者」といいます。）と 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う（介護予防）通所リハビリテーションについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、（介護予防）通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者を代理する者（以下「代理人」という。）は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、令和 年 月 日以降から利用者が介護老人保健施設（介護予防）通所リハビリテーション利用同意書を事業者に提出したのち、効力を有します。但し、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、同意をもって、繰り返し当施設の（介護予防）通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び代理人は、事業者に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく（介護予防）通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、（介護予防）通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（事業者からの解除）

第4条 事業者は、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく（介護予防）通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合

- ③ 利用者及び代理人が、本契約に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者が、事業者、事業者の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、威圧的な言動等の各種ハラスメント、誹謗中傷(SNS含む)その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合
- ⑦ 過度な要求（サービス範囲外の業務命令、繰り返しのクレーム等）
- ⑧ 長時間の拘束や時間外等の無理な対応の強要
- ⑨ その他、職員や他の利用者の尊厳を傷つけると認められる行為

（利用料金）

第5条 利用者又及び代理人は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づく（介護予防）通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 事業者は、利用者及び代理人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び代理人は、連帯して、事業者に対し、当該合計額をその月の23日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 事業者は、利用者又は代理人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は代理人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第6条 事業者は、利用者の（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、代理人その他の者（利用者の家族を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体拘束等）

第7条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長又は施設医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第8条 事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の区市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 事業者は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、事業者は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者及び代理人は、事業者の提供する（介護予防）通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、施設長宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第12条 （介護予防）通所リハビリテーションの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(連帯保証)

第13条 利用者は、契約時に連帯保証人を2名定めるものとする。

- 2 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の責務を上限500,000円の範囲内で負担するものとします。

- 3 利用者は、前項に規定する連帯保証人に支障が生じたときは、直ちに事業主にその旨を届け出るとともに、事業者の承認を得て新たに連帯保証人を定めるものとする。

- 4 連帯保証人は、本契約締結時の住所・電話番号を変更したときは直ちにその旨を、事業主に届けるものとします。

- 5 通所費用(利用料・その他)は、定められた期日に必ず所定のとおり支払い特に通所サービス終了時には未払い合計の金額を清算いたします。

(契約に定めのない事項)

第14条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は代理人と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘
<指定番号> 1353680018
<所在地> 東京都三鷹市新川五丁目6番24号
<代表者名> 医療法人 啓仁会
理事長 矢吹 甚吾 印

利用者

<住所>

<氏名>

印

連帯保証人

<住所>

<氏名>

印

(続柄)

連帯保証人

<住所>

<氏名>

印

(続柄)

<別紙1>

医療法人 啓仁会 介護老人保健施設三鷹ロイヤルの丘のご案内

(令和7年7月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名称	医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘
所在地	東京都三鷹市新川五丁目6番24号
開設年月日	平成25年4月1日
法人名	医療法人 啓仁会
代表者名	理事長 矢吹 甚吾
電話番号	0422-71-2011
FAX番号	0422-71-2012
介護保険事業者番号	1353680018

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護や(介護予防)通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘の運営方針]

- 当施設では、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

- ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制（通所）

	常 勤	非常勤	夜 間	業 務 内 容
医 師	1名			医学的管理
看 護 職 員	1名以上			医学的管理に基づく看護
介 護 職 員	6名以上			介護に関する全般
支 援 相 談 員	1名			相談、指導等
理 学 療 法 士 等	2名以上			リハビリテーション
管 理 栄 養 士	1名			栄養及び食品安全衛生管理
介 護 支 援 専 門 員	1名			通所リハビリ計画の作成
事 務 職 員	1名			庶務、総務

(4) 入所定員等

入所定員 120名

療養室 ユニット型個室120室（一般室60室、特別室60室）

(5) 通所定員 60名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② （介護予防）短期入所療養介護計画の立案
- ③ （介護予防）通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分～
昼食 12時00分～
夕食 18時00分～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（委託）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ レクリエーション（季節に応じた行事を計画いたします。）
- ⑮ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

安全の保障

当施設では、ご利用者様が安心・安全にご利用いただける環境を提供するため「顔認証システム(カメラ)」を導入しています。離設(断りのない外出等)防止及び、早期発見による安全な身体保護を目的としています。登録については、施設判断とさせていただきます。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名 称：医療法人財団慈生会 野村病院

診療科目：内科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器内科、脳神経外科、
リハビリテーション科、乳腺外科、緩和ケア内科

所 在 地：東京都三鷹市下連雀8丁目3番6号

電話番号：0422-47-4848

名 称：社会福祉法人康和会 久我山病院

診療科目：内科、循環器内科、呼吸器内科、消火器内科、外科・消火器外科
整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、乳腺科、放射線科
救急診療科、リハビリテーション科

所 在 地：東京都世田谷区北烏山2丁目14番地20

電話番号：03-3309-1111

名 称：医療法人社団東光会 西東京中央病院

診療科目：整形外科、総合診療科、内科/糖尿病内科、腎臓内科/透析科
循環器内科、心臓血管外科、消火器外科、消火器内科
耳鼻咽喉科、泌尿器科、眼科、脳神経外科、皮膚科、麻酔科
リハビリテーション科

所 在 地：東京都西東京市芝久保町2丁目4番19号

電話番号：042-464-1511

名 称：医療法人桃花会 三鷹北病院

診療科目：内科、整形外科

所 在 地：東京都武蔵野市中町2丁目2番地4

電話番号：0422-52-4371

名 称：所澤クリニック

診療科目：内科、神経内科、リハビリテーション科

所 在 地：東京都三鷹市中原3丁目1番地19

電話番号：0422-76-6055

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午前9時から午後5時までとします。
- ・飲酒・喫煙は、原則禁止とします。
- ・火気の取扱いは、禁止します。
- ・設備・備品の利用は、決められた場所で丁寧に利用してください。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、品物によって制限する場合があります。
- ・金銭・貴重品の管理は、利用者が責任をもって管理してください。
- ・外泊時等の施設外での受診は、介護保険制度にて制限されております。
- ・宗教活動は、禁止します。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所の事務責任者を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行います）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

6. 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設

- ・当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(午前9時～午後5時)
- ・要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各フロアに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、施設長に直接お申し出いただくこともできます。

(2) 当施設以外

東京都介護保険課介護事業者指導係 03-5320-4593 (代)
東京都国民健康保険団体連合会 03-6238-0011 (代)

7. 当法人の概要

- (1) 名称・種別 医療法人 啓仁会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 矢 吹 甚 吾
- (3) 所在地・電話番号 埼玉県所沢市大字久米 532 番地 1
電話：04-2997-5510
- (4) 定款に定めた事業
- | | |
|-------------------|-------|
| 所沢ロイヤル病院 | (所沢市) |
| 訪問看護ステーション ロイヤル | (所沢市) |
| 居宅介護支援事業所 ロイヤル | (所沢市) |
| 所沢ロイヤルの郷 | (所沢市) |
| 平沢記念病院 | (所沢市) |
| 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘 | (所沢市) |
| 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘 | (所沢市) |
| 短期入所生活介護事業所 | (所沢市) |
| 平成クリニック | (所沢市) |
| 平成の森・川島病院 | (川島町) |
| 介護老人保健施設 平成の森 | (川島町) |
| 訪問看護ステーション 平成の森 | (川島町) |
| 居宅介護支援事業所 きすな | (川島町) |
| 川島クリニック | (川島町) |
| ロイヤルケアホーム川島 | (川島町) |
| 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘 | (三鷹市) |
| 訪問看護ステーション 三鷹ロイヤル | (三鷹市) |
| 訪問看護ステーション 三鷹ロイヤル | (三鷹市) |
| 介護老人保健施設 いとうの杜 | (伊東市) |
| 介護老人保健施設 いとうの杜 | (伊東市) |
| 短期入所生活介護事業所 | (伊東市) |
| 居宅介護支援事業所 いとうの杜 | (伊東市) |
| 石巻ロイヤル病院 | (石巻市) |
| 訪問看護ステーション ふかや | (石巻市) |
| 居宅介護支援事業所 ふかや | (石巻市) |

立町ロイヤルリハビリセンター	(石巻市)
東松島ロイヤルリハビリセンター	(石巻市)
豊川さくら病院	(豊川市)
介護老人保険施設 たんぽぽ	(豊川市)
訪問看護ステーション 豊川さくら	(豊川市)
居宅介護支援事業所 たんぽぽ	(豊川市)

(介護予防) 通所リハビリテーションについて

(令和7年7月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. (介護予防) 通所リハビリテーションについての概要

(介護予防) 通所リハビリテーションについては、要介護者(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス)計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、(介護予防) 通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、ご本人・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーション(1日当たり)

介護保険一部負担金(1割負担の場合)

通常規模型の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	400円	431円	465円	496円	532円
2時間以上3時間未満	415円	476円	540円	601円	663円
3時間以上4時間未満	527円	612円	697円	805円	912円
4時間以上5時間未満	599円	696円	791円	914円	1,037円
5時間以上6時間未満	674円	800円	923円	1,069円	1,213円
6時間以上7時間未満	775円	921円	1,063円	1,232円	1,397円
7時間以上8時間未満	826円	978円	1,133円	1,316円	1,494円

大規模型の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	387円	421円	450円	482円	515円
2時間以上3時間未満	403円	463円	522円	581円	640円
3時間以上4時間未満	509円	593円	675円	779円	884円
4時間以上5時間未満	569円	662円	754円	872円	988円
5時間以上6時間未満	633円	750円	867円	1,007円	1,141円
6時間以上7時間未満	731円	869円	1,003円	1,167円	1,326円
7時間以上8時間未満	774円	918円	1,065円	1,235円	1,408円

- 理学療法士等体制強化加算 33円：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
- 入浴介助加算（Ⅰ） 44円：入浴された場合
- 入浴介助加算（Ⅱ） 65円：自宅の入浴環境を踏まえ入浴計画を作成した場合
- 中重度者ケア体制加算 22円：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
- 科学的介護推進体制加算/月 44円：入所者の心身の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合
- 移行支援加算 13円：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
- 若年性認知症受入加算/日 65円：若年性認知症の方にサービス提供した場合
- 栄養アセスメント加算/月 55円：栄養アセスメントを実施した場合
- 栄養改善加算 217円：栄養改善サービスを提供した場合
- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 22円：口腔・栄養状態について情報提供を行った場合
- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 6円：口腔・栄養状態について情報提供を行った場合
- 口腔機能向上加算（Ⅰ） 163円：口腔機能向上サービスを提供した場合
- 口腔機能向上加算（Ⅱ）イ 168円：口腔機能向上サービスを提供した場合
- 短期集中個別リハビリ加算 120円：短期集中リハ実施の場合
- 認知症短期集中リハビリ加算（Ⅰ）/日 260円：認知症の方に短期集中リハ実施の場合
- 認知症短期集中リハビリ加算（Ⅱ）/月 2,080円：認知症の方に短期集中リハ実施の場合
- 生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始日から6月以内/月）
1,354円：生活行為向上リハ実施の場合
- 重度療養管理加算 109円：重度の療養管理を行った場合（要介護3～5に限る）
- リハビリテーション提供体制加算 13円：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合（3時間以上4時間未満）
- リハビリテーション提供体制加算 18円：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合（4時間以上5時間未満）
- リハビリテーション提供体制加算 22円：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合（5時間以上6時間未満）
- リハビリテーション提供体制加算 26円：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合（6時間以上7時間未満）
- リハビリテーション提供体制加算 31円：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合（7時間以上）
- リハビリマネジメント加算（イ） 607円：リハビリマネジメントを実施時（開始日から6月以内/月1回）
- リハビリマネジメント加算（イ） 260円：リハビリマネジメントを実施時（開始日から6月超/月1回）
- リハビリマネジメント加算（ロ） 643円：リハビリマネジメントを実施時（開始日から6月以内/月1回）
- リハビリマネジメント加算（ロ） 296円：リハビリマネジメントを実施時

- (開始日から6月超/月1回)
 - ・リハビリマネジメント加算(ハ) 859円:リハビリマネジメントを実施時(開始日から6月以内/月1回)
 - ・リハビリマネジメント加算(ハ) 513円:リハビリマネジメントを実施時(開始日から6月超/月1回)
- ※上記のリハビリマネジメント加算に関して、事業所の医師が利用者等に説明し、同意を得た場合、上記に293円を加算

- ・退院時共同指導加算 650円:退院前カンファレンスに参加し、共同指導行った場合/1回
 - ・サービス提供体制強化加算(I) 24円:厚生労働大臣が定める基準に適合
 - ・サービス提供体制強化加算(II) 20円:厚生労働大臣が定める基準に適合
 - ・サービス提供体制強化加算(III) 7円:厚生労働大臣が定める基準に適合
- *介護職員処遇改善加算(I) 86/1000:請求金額に加算されます。

(2) 介護予防通所リハビリテーション(1ヶ月当たり)

介護保険一部負担金

	要支援 1	要支援 2
月額料金	2,457円	4,579円
利用開始月から12月越の場合	2,327円	4,319円

- ・科学的介護推進体制加算 44円:入所者の心身の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合
- ・生活行為向上リハビリテーション実施加算 609円:厚生労働大臣が定める基準に適合(開始日から6月以内/月1回)
- ・運動機能向上加算 244円:運動機能向上サービスを実施した場合
- ・栄養改善加算 217円:栄養改善サービスを提供した場合
- ・栄養アセスメント加算 55円:栄養アセスメントを実施した場合
- ・口腔・栄養スクリーニング加算(I) 22円:栄養状態について情報提供を行った場合
- ・口腔・栄養スクリーニング加算(II) 6円:栄養状態について情報提供を行った場合
- ・口腔機能向上加算(I) 163円:口腔機能向上サービスを提供した場合
- ・口腔機能向上加算(II) 174円:口腔機能向上サービスを提供した場合
- ・一体的サービス提供加算 520円:運動器機能・栄養・口腔機能を向上させる複数のサービスを提供した場合/月
- ・退院時共同指導加算 650円:退院前カンファレンスに参加し、共同指導行った場合/1回
- ・選択的サービス複数実施加算(I) 520円:2種類のサービスを提供した場合
- ・選択的サービス複数実施加算(II) 759円:3種類のサービスを提供した場合
- ・事業所評価加算 130円:厚生労働大臣が定める基準に適合
- ・サービス提供体制強化加算(I) 要支援 1 96円:厚生労働大臣が定める基準

に適合

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援2 191円：厚生労働大臣が定める基準に適合
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）要支援1 78円：厚生労働大臣が定める基準に適合
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）要支援2 156円：厚生労働大臣が定める基準に適合
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）要支援1 26円：厚生労働大臣が定める基準に適合
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）要支援2 52円：厚生労働大臣が定める基準に適合
- *介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 86/1000：請求金額に加算されます。

（3）その他の料金（1日当たり）

- ・教養娯楽費 実費：レクリエーション等の費用
- ・食費 850円
- ・おやつ代 50円
- ・おむつ代 パンツタイプ 1枚 100円
パット 1枚 100円

○文書料

- ・証明書・申請書（入所証明書等）：2,200円／1部
- ・他施設への情報提供書：3,300円／1部
- ・一般的な診断書、意見書（ご家族からのご希望等）：5,500円／1部
- ・死亡診断書：6,600円／1部
- ・特殊な診断書、意見書（保険会社等）：11,000円／1部
- ・（医療費控除等に必要）請求書や領収書の再発行：220円／1部

（4）支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の23日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替の3方法があります。利用申込み時にお選びください。

（5）キャンセル規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①利用日前日の午後5時までにご連絡を頂いた場合	無 料
②利用日前日の午後5時までにご連絡を頂かなかった場合	1,000円

個人情報の利用目的

(令和7年7月1日現在)

医療法人 啓仁会 介護老人保健施設三鷹ロイヤルの丘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1. 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 介護老人保健施設内部での利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上
- ④ 「顔認証システム(カメラ)」の顔登録

登録対象者となった方の情報管理について、退所等、情報管理が不要(離設の危険性がないと判断した場合)になった際に削除致します。

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者へに居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2. 上記以外の利用目的

(1) 当施設の内部での利用に係る利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

(2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

(介護予防) 介護老人保健施設通所リハビリテーション利用同意書

医療法人 啓仁会
理事長 矢吹甚吾 殿

医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘の(介護予防)通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の(介護予防)通所リハビリテーション利用契約書及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名 印

【代理人】

住 所

氏 名 印

(続柄)

【本契約第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

ふりがな	
氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	自宅： 携帯：

【本契約第9条2項緊急時及び第10条2項～3項事故発生時の連絡先】

ふりがな	
氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	自宅： 携帯：

令和 年 月 日

介護老人保健施設通所リハビリテーション利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者

〈所在地〉 東京都三鷹市新川五丁目6番24号

〈名称〉 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘

〈説明者氏名〉 _____ ⑩

